

契約一覧表(随意契約)

平成31年2月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.1	1,350,000	随意	1,350,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.1	1,818,160	随意	1,818,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都葛飾区堀切2-48-21 合同会社みちのく土地建物	
群馬地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.23	1,783,446	随意	1,783,446	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南二丁目16番1号 大東建託パートナーズ株式会社	
静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.25	1,392,760	随意	1,392,760	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区南麻布3-20-1 Daiwa麻布テラス5階 ファイブブリッジ株式会社	
茨城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.28	1,815,375	随意	1,815,375	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南二丁目16番1号 大東建託パートナーズ株式会社	
島根地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.1	1,246,656	随意	1,246,656	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	島根県松江市春日町175番地 有限会社春日開発	
京都地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.15	3,124,800	随意	3,124,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社	
高知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.19	1,762,320	随意	1,762,320	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	高知県高知市大原町67番地 有限会社昭寿産業	
愛媛地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.21	1,275,065	随意	1,275,065	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都港区港南2丁目16-1 大東建託パートナーズ株式会社	
愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H31.2.4	1,522,482	随意	1,522,482	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	東京都江東区有明3丁目7番18号有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社	
合計		17,091,064						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることのできる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 外国で契約をする場合
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
- (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
- (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの